

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		京都市				
提案プロジェクト名		京都の先進技術を活かした「スマートコミュニティ実現」プロジェクト(仮称)				
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1	EV用充電設備に関する情報通信システム開発及び充電設備のインテリジェント化に対する開発・整備経費助成	EV用充電設備に関する情報通信システムの開発における以下の課題への対応など ・情報システム(テレマティクス)の技術開発 ・情報システムの規格の統一化 ・充電設備の通信機器の整備及び通信・維持管理に係る費用負担者の明確化			(1)らくなん進都におけるスマートコミュニティの構築	
2	EVバスの実用化に向けた技術開発、EVバスの購入及び充電インフラ設備費用に対する補助金の交付	EVバス導入への対応			(1)らくなん進都におけるスマートコミュニティの構築	
3	道路照明灯としてのLED製品導入の初期投資に係る財政支援	LED導入への対応			(2)岡崎地区におけるスマートコミュニティの構築	
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1	EVバスの蓄電池を非常用電源等に活用するための、主たる保管場所以外での車庫証明の取得要件緩和		車庫法	警察庁	(1)らくなん進都におけるスマートコミュニティの構築	
2	EV用通信機に係る電波法上の利用要件の緩和	多くの情報を配信できる高速ブローバンド域を移動体通信に適用させるため、EV用通信機に対する電波法上の利用要件の緩和	電波法	総務省	(1)らくなん進都におけるスマートコミュニティの構築	総合特区提案
3	EVタクシーについては適正化法上の台数管理から除外	EVタクシーの導入促進を図るため、EVタクシーについては適正化法上の増車認可基準の台数管理(稼働率原則80%以上等)から除外	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	国土交通省	(1)らくなん進都におけるスマートコミュニティの構築	総合特区提案
4	EVの保管場所に係る車庫法上の距離要件緩和	カーシェアリング及びレンタカー事業者に対するEVの保管場所に係る車庫法上の距離要件(2Km以内)の緩和	自動車の保管場所の確保等に関する法律	国土交通省	(1)らくなん進都におけるスマートコミュニティの構築	総合特区提案
5	路上駐車場にEVカーシェアリング用の拠点設置のための規制緩和	EVカーシェアリングの拠点場所拡大を図るため、路上駐車場については駐車場法上の一般公共の用に供されるといふ利用要件を緩和	駐車場法	国土交通省	(1)らくなん進都におけるスマートコミュニティの構築	総合特区提案
6	エネルギーマネジメントシステム構築に際しての自営線設置の緩和、熱供給事業者による電力供給、電気の販売及び転売に関する規制緩和		電気事業法	経済産業省	(2)岡崎地区におけるスマートコミュニティの構築	
7	太陽光発電設備設置に対する電気主任技術者の選任等、保安基準の緩和		電気事業法	経済産業省	(2)岡崎地区におけるスマートコミュニティの構築	
(d) 取組に必要なその他の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1	道路照明灯としてのLED製品のJIS等の基準や制度の整備				(2)岡崎地区におけるスマートコミュニティの構築	

(e) 税制のグリーン化					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)		この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。